

## 役員の報酬並びに費用に関する規程

### (総則)

第1条 この規程は、公益社団法人雨水貯留浸透技術協会定款第27条の規定に基づき、役員に対する報酬並びに費用に関し必要な事項を定める。

### (報酬)

第2条 常勤の役員に対する報酬は、別表1常勤役員俸給表のうちから、理事会の承認を得て、総会で決定するものとする。なお、当該年度内での支給額の増減については、「常勤役員俸給に関する内規」によって定める。

### (支給)

第3条 支給日及び支払い方法等は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

### (費用)

第4条 役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤の役員には、通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その計算方法、支給日、支払い方法等は給与規程に準ずる。

### (退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、常勤の役員が退職したときはその者に、死亡により退任したときはその遺族に支給する。

- 2 退職慰労金の額は、在籍期間1年度ごとに、各年度に支給された役員報酬月額（年支給総額／在籍月数）に相当する金額を合算して得られた額を上限として、会長が理事会の承認を得て、決定するものとする。

### 附則

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

この規程（改定1）は、令和4年4月1日から施行する。

(別表1) 常勤役員俸給表 (単位: 円)

	基本月額	年支給額 (千円)
第1号	400,000	4,320~5,280
第2号	450,000	4,860~5,940
第3号	500,000	5,400~6,600
第4号	550,000	5,940~7,260
第5号	600,000	6,480~7,920
第6号	650,000	7,020~8,580
第7号	700,000	7,560~9,240
第8号	750,000	8,100~9,900
第9号	800,000	8,640~10,560
第10号	850,000	9,180~11,220

以上